

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例		
条 例 番 号	平成 8 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	県民部NPO協働推進課		
条 例 の 概 要	県民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するための施設である神奈川県立かながわ県民活動サポートセンターの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	かながわ県民活動サポートセンターは、県民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するための施設であり、現在でも設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、かながわ県民活動サポートセンターの設置、管理等及び県民センターホールの併置に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	かながわ県民活動サポートセンターは、ボランティア活動に関する情報や場の提供のほか、支援施設間ネットワークの形成などを行い、NPO・ボランティア活動の推進・支援に有効に機能している。	平成 20 年度 県民センター利用者総数 1,506,350 人 うちサポートセンター利用者数 412,692 人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	会議室等の受付、施設の技術的管理、警備など様々な業務を委託しており、また、インターネットによる予約の導入や委託範囲の拡大などにも取り組むなど、効率的な運営が行われている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	ボランティア活動の推進と県民サービス提供の拠点として、「神奈川力構想」に基づき県が進める協働型社会づくりの一環として運営しており、県の基本方針に合致したものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)